



サービサーの中でも系列を持たない独立系サービサーです。

ご挨拶

我が国における、金融機関をはじめとする諸企業の不良債権処理問題が、今なお日本経済にとって大きな喫緊の最重要課題である状況から国民の関心が、不良債権の早期解決という一点に注がれております。その目的達成のため、サービサーの役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

こうした状況のなか、中央債権回収株式会社は、1999年2月の債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)の施行を受け、日本経済再生の重要な一翼を担うことを使命とし、広く債権の受託回収および譲受を行う民間の専門会社として設立いたしました。

当社は、サービサーの中でも系列を持たない独立系サービサーとして柔軟性と機動力に富んだサービスを提供いたします。債権金額の大小や担保の有無に関わらず、全国どこでも迅速に対応し、コンプライアンスを重視した、債権回収の企画立案・運営・管理を行ってまいります。

不良債権の真の解決は、「管理回収業務を行う姿勢により改善可能」が当社理念です。クレジットマネジメントのエキスパート達の卓越した手腕、そのノウハウにご期待下さい。

代表取締役 **荒木 宜央**



「サービサー」について

■債権回収の専門会社

サービサー（債権回収会社）とは、金融機関などの債権者から委託を受け、又は譲り受けて債権の管理回収を行なう民間の専門業者です。債権回収に関わる様々なサービスを総合的に提供することからサービサー(Servicer)と呼ばれています。

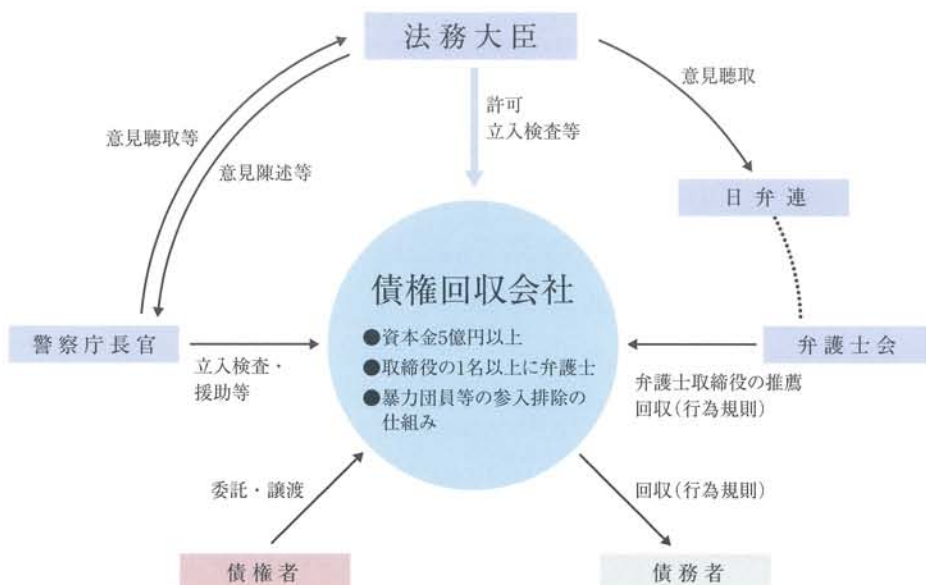
■サービサー法に基づく民間業者

バブル崩壊後、金融機関の大型破綻が相次ぎ日本経済に対する危機感が高まったのを機に、不良債権処理問題の解決策として、「債権管理回収業者に関する特別措置法」(サービサー法)が平成10年に成立、翌11年に施行されました。それまでわが国では、弁護士法により他人の不良債権の管理回収業務は弁護士にしか許されていませんでしたが、これにより債権管理回収業務が民間業者にも解禁されました。

■不良債権の効果的処理および健全化

豊富なノウハウを有する民間の専門会社の債権管理回収業務への参入は、不良債権処理の効果的かつ集中的な処理を促し、日本経済再生の鍵になると広く期待されています。またサービサーとしての許可を受けるには、資本金5億円以上、暴力団員等の関与がない、常勤取締役役に1名以上弁護士が含まれていることなどが要件とされ、不良債権処理の健全化も図られています。

[債権管理回収業に関する特別措置法の仕組み]



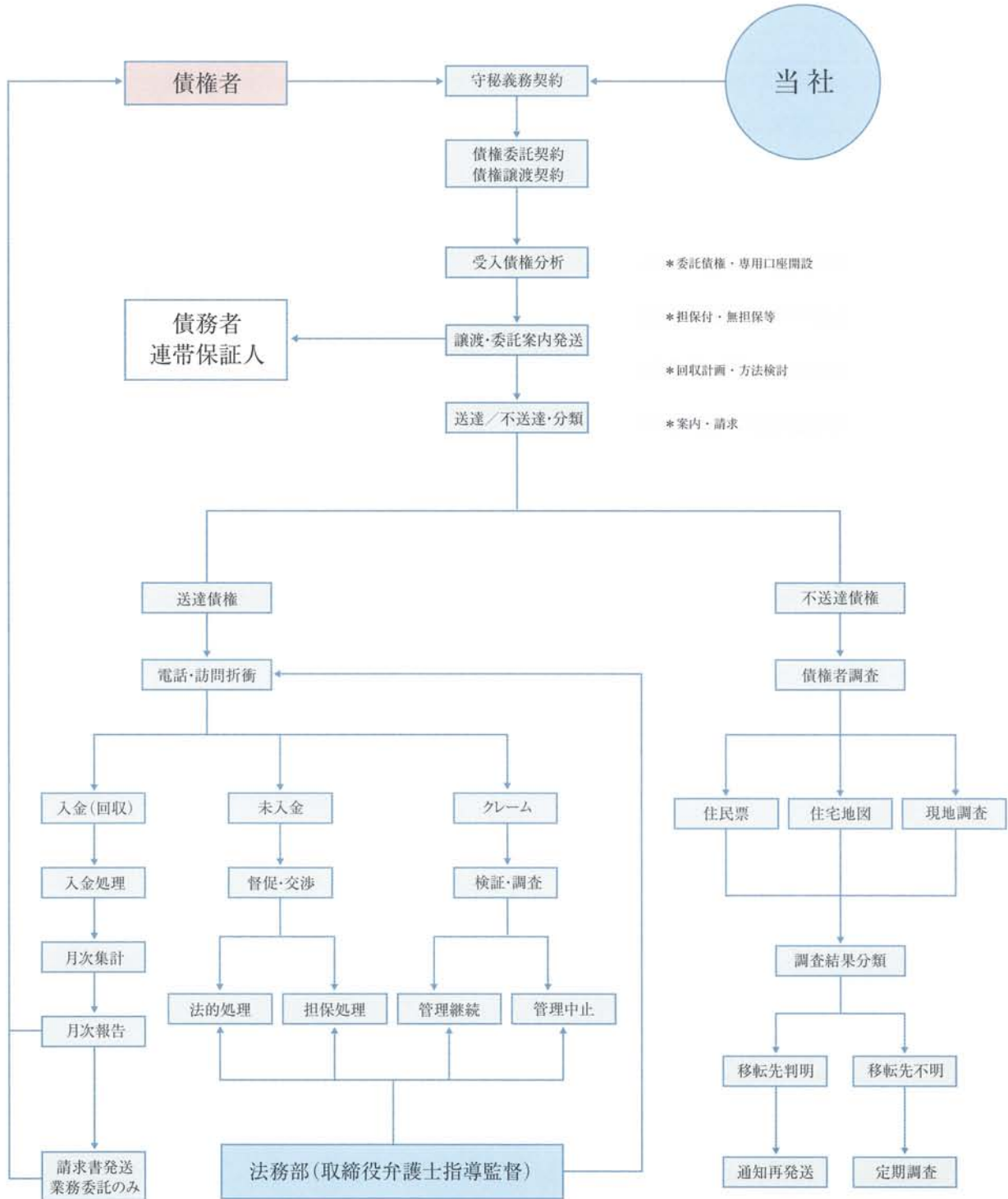


Contents of Business

業務内容

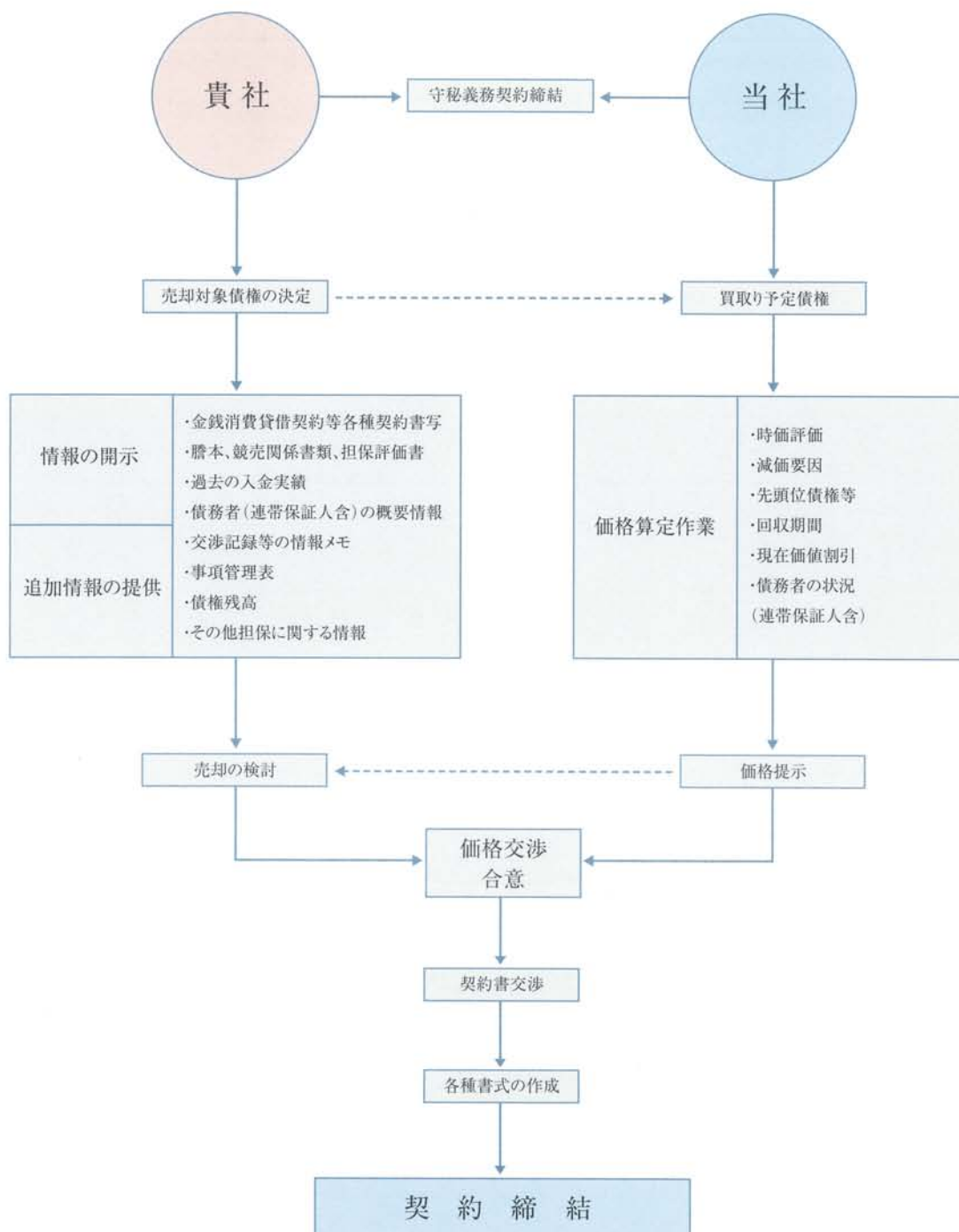


管理回収業務



債権買取業務

[債権買取スキーム]





中央債権回収株式会社 会社概要

商号	中央債権回収株式会社	
英文表示	CENTRAL SERVICER CORPORATION	
認可番号	法務大臣 第37号 (2000年8月8日許可)	
会社設立	2000年4月24日	
代表者	荒木 宜央	
資本金	10億円	
決算期	12月	
本社所在地	〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-7-3 勝どきサンスクエア 3階 TEL 03-5547-2100	
支店所在地	大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3-2600 大阪駅前第3ビル 26階 1-1 TEL 06-4797-5777	
	九州S C 〒839-0809 福岡県久留米市東合川 1-8-56	
従業員数	150名	
URL	http://www.central-ser.co.jp/	
主要株主	金光 富男 (42.585%) 日本アジア投資株式会社 (30.000%) 従業員持株会 (1.500%)	
役員構成	代表取締役社長 荒木 宜央 取締役 土方 邦男 (弁護士) 取締役 金光 富男 取締役 松倉 孝文 監査役 爲定 潔司 監査役 新堀 豊秋 (税理士) 監査役 鈴木 銀治郎 (弁護士) 監査役 金子 知之	